

## ～退職所得に対する課税について～

退職所得に対する課税の方法が改正され、令和4年1月1日から適用されることになりました。改正点を踏まえ、退職所得の課税について確認したいと思います。

### 退職所得に対する課税の概要

退職金等については、死亡退職金を除いて、退職所得として所得税・住民税の課税対象となります。退職所得については、一般的に過去の長期間にわたる勤労の対価の後払い的性質を有しており、退職後の生活に充てられるという性質を持つため、原則として、他の所得と比して次のような税負担の軽減措置が図られています。

- ① 勤続年数に応じた退職所得控除を適用する
- ② 退職所得控除後の額の2分の1を課税対象とする
- ③ 他の所得と分離して課税する

### 退職所得とは

退職所得とは「退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(退職手当等)」をいいます。

社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受ける退職一時金なども退職所得とみなされます。

また、労働基準法の規定により支払われる解雇予告手当や賃金の支払の確保等に関する法律の規定により退職した労働者が弁済を受ける未払賃金も退職所得に該当します。

### 退職所得の受給に関する申告書

退職所得の支払を受ける人は、その支払を受ける時までに、退職所得の受給に関する申告書を提出しなければならないこととされています。そして、この申告書の提出の有無によって、所得税の源泉徴収方法が異なります。

なお、所得税の退職所得の受給に関する申告書は、住民税の退職所得申告書を兼ねています。

### 退職所得の計算方法

退職所得の金額は、原則として、次のように計算します。

$$(\text{収入金額(源泉徴収される前の金額)} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得の金額}$$

なお、確定給付企業年金規約に基づいて支給される退職一時金などで、従業員自身が負担した保険料又は掛金がある場合には、その支給額から従業員が負担した保険料又は掛金の金額を差し引いた残額を退職所得の収入金額とします。

### 退職所得控除額の計算方法

退職所得控除額は、次のように計算します。

退職所得控除額の計算の表

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

(注)

1 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

2 前年以前に退職金を受け取ったことがあるとき又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

(例)

1 勤続年数が10年2ヶ月の人の場合の退職所得控除額

勤続年数は11年になります。

(端数の2ヶ月は1年に切上げ)

$$40\text{万円} \times (\text{勤続年数}) = 40\text{万円} \times 11\text{年} = 440\text{万円}$$

2 勤続年数が30年の人の場合の退職所得控除額

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年}) = 800\text{万円} + 70\text{万円} \times 10\text{年} = 1,500\text{万円}$$

### 特定役員退職手当等に対する計算方法

課税退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされていますが、特定役員退職手当等に係る退職所得については「2分の1」規定の適用はなく、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額となります。

### 特定役員退職手当等とは

特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等としての勤続年数（役員等勤続年数、1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの）が5年以下である者が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

「役員等」とは次のイ～ハに掲げる人をいいます。

イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者

ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

ハ 国家公務員及び地方公務員

### 短期退職手当等に対する計算方法

課税退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされていますが、短期退職手当等に係る退職所得については、退職手当等の支給金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円までの部分は「2分の1」規定が適用されますが、300万円を超える部分については「2分の1」規定の適用はありません。

短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合には、課税退職所得金額は、従来どおりその残額の2分の1に相当する金額となります。

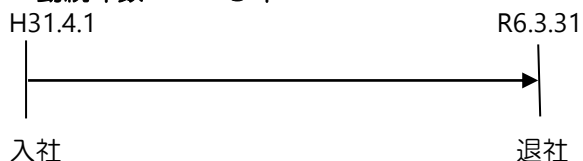
短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合の課税退職所得の金額は、150万と当該退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額となります。

### 【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

(イ) 収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円	(ロ) 収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円
$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$ = 退職所得の金額	$150万円 (\ast 1) + \{収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)\} (\ast 2)$ = 退職所得の金額 \ast 1 300万円以下の部分の退職所得の金額 \ast 2 300万円を超える部分の退職所得の金額

### (例) 短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法

勤続年数 : 5年



短期退職手当等の支給額 : 1,000万円

### 【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

$$\begin{array}{l} \underline{150万円} + \{ \underline{1,000万円} - (300万円 + \underline{200万円}) \} = 650万円 \\ \text{300万円まで} \quad \text{短期退職手当等} \quad \text{退職所得控除額} \\ \text{1/2 課税適用} \quad \text{の収入金額} \quad \quad \quad (40万円 \times \text{勤続年数} 5年) \end{array}$$

### 短期退職手当等とは

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるもの）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

### 税額の計算方法

退職所得は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します。

1. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出している人

退職金等の支払者が所得税額及び復興特別所得税額を計算し、その退職手当等の支払の際、退職所得の金額に応じた所得税等の額が源泉徴収されるため、原則として確定申告は必要ありません。

ただし、医療費控除や寄附金控除の適用を受けるなどの理由で確定申告書を提出する場合は、確定申告書に退職所得の金額を記載する必要があります。

2. 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない人

退職金等の支払金額の20.42%の所得税額及び復興特別所得税額が源泉徴収されますが、受給者本人が確定申告を行うことにより所得税額及び復興特別所得税額の精算をします。

(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受ける退職手当等については、所得税とともに復興特別所得税が課されます。